

第8回

行政区のあり方調査検討特別委員会会議録

- 1 日 時 令和3年12月20日
開会 10時40分 閉会 11時27分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 中橋友子
石川康弘 小田新紀 内山美穂子 藤谷謹至 小島智恵 若山和幸
岡本眞利子 荒貴賀 酒井はやみ 野原恵子 田口廣之 谷口和弥
芳滝仁 千葉幹雄 小川純文
議長 寺林俊幸
- 4 欠席者 藤原孟
- 5 傍聴者 6名
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 北原正喜
- 7 審査事件 1 行政区のあり方に関する課題について
2 その他
- 8 議事概要 別紙のとおり

行政区のあり方調査検討特別委員会委員長 中橋友子

◇ 内容

(開会 10:40)

○委員長(中橋友子) ただいまから、行政区のあり方調査検討特別委員会を開催いたします。

はじめに、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長(萬谷司) 藤原委員から本日欠席する旨の届出がございますのでご報告をいたします。

○委員長(中橋友子) それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日、第8回となりますが、第7回まで議論を重ねてまいりました内容につきまして、一定のまとめをさせていただきました。

目標としては、来年3月までに報告が完成できればという思いがありまして今日の会議に臨んでいるところです。

早速お手元に配布させていただきました報告の素案について、議事課長より説明をいただきます。

議事課長。

○議事課長(半田健) それでは私の方から素案について、ご説明をさせていただきます。

今、委員長のお話にもありましたように、これまでこの特別委員会において行政区のあり方について、いろいろと調査をさせていただきました。

この特別委員会につきましては、平成元年の12月20日の定例会におきまして、活動を行うために必要な特別委員会として、設置をさせていただき、今まで調査をさせていただいたところでございます。

この間、行政の方から、行政区の状況、加入率ですとか役員報酬、運営等についての状況報告、そのほか各113公区長への聞き取り調査などの状況を踏まえた説明を受けてきたところでございます。

また、この特別委員会独自の取組といたしまして、管内18市町村に対しまして、住民自治組織等の状況のアンケート調査も実施させていただいたところでございます。

今年の7月には、この本特別委員会の設置のきっかけとなりました「住みやすいまちづくりを考える会」の皆さんと意見交換会も開催をさせていただきまして、陳情に当たりました経緯等も踏まえて、行政区の実態もお聞きをしたところでございます。

そのほか、それらの意見を踏まえて、前回9月に開催いたしましたこの特別委員会において、今まで議論をいただきました項目のとりまとめを皆様方にお示しをさせていただき、論点の調整を図ってきたところでございます。

本日は、それらの論点を踏まえて最終的な報告書の素案という形でお示しをさせていただいたところでございます。

現在、この特別委員会として役員の方で取りまとめをさせていただきました論点としては、5つでございます。

素案の下段の方に記載をさせていただいておりますが、今までの議論・協議を踏まえまして、素案の1つ目として、行政区の制度は維持すること。2つ目として、行政区と住民自治組織、町内会でありますけれども、役割の違いを町民全体に周知をし、効果的

なコミュニティ活動の推進に努めること。3つ目として、広報紙の関係でございます。広報紙は、全世帯に配布することを前提に有効な配布の方法について検討を行うこと。4つ目として行政区運営費及び公区長活動費の見直しを行い、時代の編成や地域の実情に応じた住民自治組織の運営及び活動が継続できるよう改善を行うこと。5つ目といたしまして、地域住民、自治組織等の意見や要望等を十分踏まえ、今後においても必要な改善や見直しを行い、持続的な地域コミュニティの形成が図られるように努力すること。というような形で今までの議論・調査を踏まえて素案としてご提案をさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○委員長（中橋友子） それでは、ただいまの素案のまとめであります。委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

同時にあくまでも素案でありますから、十分踏まえていただいて、ご議論をいただきたい。このように思います。よろしく願いいたします。

ご意見を求めます。

これだけにこだわらなくて結構です。今までの流れのことも含めまして、この委員会で発言すべきことがありましたら、ぜひご発言をいただきたいと思います。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 今、委員長のこの件に関わらないでもということでお話がありましたので、参考と申しますか、委員の皆さん方に聞いていただいて、公区の現状をどういうふうな形になっているかということについて、ある札内の1公区について、町内会未加入世帯の皆さまへということで令和3年3月31日、今後の町広報紙の配布についてということで、その公区、約200世帯の公区なのですけれども、そちらの方に配られています。読み上げたいものですから、お時間いただきたいと思います。

早春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、町広報紙につきましては、これまで、町内会未加入世帯も含め、町から公区運営費交付金をいただき、班長を通じて配布していたところであります。

しかしながら、ここ数年、各班から町内会未加入世帯への配布に対する意見が多く寄せられていることから、去る3月20日に開催いたしました5役会において、これまで、町から交付される公区運営費に当たっては、町内会未加入世帯数も加えた上で交付金を申請をしていましたが、令和3年度からは、町内会未加入世帯数を含めず公区運営費の申請を行うこととし、町内会未加入世帯への広報紙配布を取りやめることといたしました。町から交付される公区運営費は、未加入世帯数分が減額されます。このため、町広報紙の配付については、町内会加入世帯のみとし、5月号から町内会未加入世帯には配付いたしませんので、対象者の皆さまにお知らせするとともに町内会への加入を希望される場合は、役員又は班長に申し出くださるようお願いいたします。なお、町内会に加入せず、広報紙を入手したい場合は、次の施設に設置されていますので、併せてお知らせいたします。コミプラだとかコミセンだとか、セブンイレブンだとかいう場所が明記されています。ここの公区は約半分が未加入世帯のところですので、年々、減っていついてまして、約100世帯が未加入ですから、この公区だけで100世帯に広報紙が配られないということになっております。

こういう現状だということを一応、お聞きしておいた方が良いでしょうと思います。

あと、設置条例の規則について、条例は変わっていますが、規則は変わっていませんので、その規則について、公区長、公区の代表者がする仕事について、行政区の運営に関する事、町政の周知に関する事、町の事業等の連絡調整に関する事、町の広報紙、その他文書の配布に関する事、行政区に関わる調査等に関する事、町長が招集する会議等に参加すること、全各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事務に関する事が、公区長の仕事として、規定されているわけでありまして。

ここに広報紙の配布ということが、公区の代表者の仕事として規定されているわけでありまして、この公区長さんについては、仕事、このことについてご理解いただいているのではないかとというようなことで、ここに行政区と自治組織の役割の違いを町民全体に周知し、効果的なコミュニティ活動を推進することには当てはまるということではありますけれども、あと、その広報紙について、全世帯に配布することを前提に有効な配布の方法について、検討することに当てはまると思うのですけれども、こういう現状があるのだということです。

だから、たとえば、公園の掃除だとか、トイレの掃除だとかそういうことは町内会の仕事であって、公区長さんの仕事ではないわけでありましてね、うちの公区におきましてもトイレの鍵は、倉庫の鍵が各家にまわりますから、5月から10月まで毎日トイレの掃除はしています。私のところも年2回まわってくるときもあれば、1回るときもあります。それはあくまで、町内会の仕事なわけでありましてね、きちっと公区の代表者が活動費をいただいて行う仕事について、きちっと理解をしていただくということが、やっぱり必要なのであろうと。おそらく730世帯くらいが配られていませんでしたからね。800を超えた世帯が配られていないのです。増えているのです。そういう現状があるのだということを一応お知らせ申し上げて、今の報告書にありますようにね、委員会としてはこの程度でよいと思うのですけれども、報告していただく内容については、そういう現状だということも一つ具体的な材料としてお届けいただければと思うところがございます。

○委員長（中橋友子） ありがとうございます。ただいま芳滝委員からお話いただきました件と通ずる内容、判断できる中身が過去の委員会の中で理事者側から出された全公区の公区世帯数と、それからお知らせ広報の配布世帯数、申請数、そういった違いの一覧表を出していただきました。その中にもただ今事例でお示しいただいたようなことが、推察される公区がいくつか見られます。50%に到達していないというのも数字上、明らかになっていますので、そういうこともやはり課題として大変大事なことだろうと思います。

あわせて、理事者側から令和2年の2月に行政区の状況をお聞きした時に、799世帯が未配布という報告をいただいております。したがって、推察されるとおり800は超えているであろうという事態もこれまでの中でも見えてきているところだろうと思います。そういうことが、問題点でありますから、改善に向けられるようなこの提案でなければいけないと思うのですよね。こういう文面にはなっていますが、背景をきちっと理解する上ではこういったご意見も大事かと思っておりますので、他の皆さんもいろいろお考えのところございましたら、出していただきたいというふうに思います。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） ただいま芳滝委員の方からある地域の事情をお話をされました。聞いていて、やはり地域性というか違うものだなというふうに思って聞いていました。

過去に町がアンケート調査していますよね。あの数字を見ますと約8割の公区が現状のままで良いと。おそらく1割、10公区くらいだったと思うのですけれども、よくわからないと。あと、10公区が変えてほしいと。おおよそそういうような数字だったかと思うのですけれども。8割の公区が現状というか、今のままである程度、対応をしながら、きちっと線引きをしないで、曖昧というかその辺のあまり線引きをしないで今の流れの中で町内会と公区というその役割をそれぞれしていけば良いのではないかというようなことかなと見ていましたけれども、3番目に書いてある広報紙、これについては、芳滝委員が言うように確かに800を超えるような未配布の家庭があるということは行政側の情報を伝える意味で、伝わっていかないわけにありますから、ネットだとかいろいろありますけれどもね、ここはかなり行政側としても、どういう方法が良いのかここではあれですけれども、いろいろな手法を講じて、未配布の家庭を減らすような努力はしていかなければならないと思います。

先ほど私が言ったように約8割の公区が現状のままでよいということで、4番目なのですけれども、公区運営費、公区長の活動費、これを見直しと書いてあるのですけれども、この次、時代の変遷や地域の実情に応じた住民自治組織の運営及び活動が継続できるよう。ここだと思えるのですよね、肝は。ですから、改善と書いてありますよね。改善すべきだと思えるのです。実態に応じて。公区の意味というか、今は選択、二本立てでやっていますよね。うちの公区は公区長の活動費も公区の運営費に入れてほしいというところは、それはそれで良いと思います。今までどおり、分けて出してほしいというところは、私は、それはそれで良いのだろうと思うのですけれども、やはり私もこっちの田舎でやっていますけれども、なかなか公区長のなり手が無いのですよね。これは全町的だと思うのですけれども。一つには人間ですから、金銭的なものがもらえると。それでやるというわけではないのですけれども、それも一助になっているのだろうと思います。現実問題。ですから、そこは選択性にした方が今のままで良いというところが8割あるわけですから、そういったことを加味しながら、詳しくは今もらったばかりですから、あれですけれども、見直しを行いというやつを削ってね、そしてその後、改善すべきだと地域の事情だとか実情だとか、それから住民の人たちの声も聞きながら、公区として選択制にするので良いのではないかと思うのですけれども、その辺、また検討してもらって私はそう思います。実際、やっていてわずかな金なのですけれども、それがあって、受けてくれる人もいないとは僕は言えないと思うのですよね。その辺を考えると現状で、公区に選択をさせるということが、一番望ましいかと思うのですけれども。私はそう思います。以上です。

○委員長（中橋友子） 今の千葉委員のご意見であります、それにこだわるわけではありませんけれども、お考えのある方、ありましたらぜひご意見を出していただきたい。このように思います。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 今、千葉委員のおっしゃられたことなのですけれども、確かに地域によって実情が全然違うということはあるのですけれども、今回、地方公務員法が改

正になって、それで報酬という意味合いが変わってきたということもあるので、そういう地域の実情に合わせるのであれば、一回、公区に入れた上で、公区长本人に行くとか、それは公区、公区で決めるのがよいと思うのですけれども、最初に二者択一になると、町がこっちとこっち選べますよということになってしまうと今回の改正もあったので、改正を照らし合わせてみたら、そういうことで良いのかなという疑問は感じている部分があります。

- 委員長（中橋友子） きっかけとなりましたのは会計年度任用職員の導入の時にこの報酬に関わって、見直されたという経過。これも皆さんと議論してきたところですが、そういう経過があってここまで来て、こういうまとめになったということではありますが、実際に公区活動を本当に活発にといいますか、なり手のない中で頑張っていたたく手法として、どういう方法が良いのかというのは法に照らしながら慎重に見極めて決めていくということになるかと思っておりますので、この辺についてさらに皆さんお考えありましたら、ぜひ出していただきたいと思います。

芳滝委員。

- 委員（芳滝仁） 千葉委員からお話があって、そういう実情なのだということは理解をいたしますけれども、活動費について、ここにありますように未加入世帯の分は、いただかないのだと。加入世帯の分だけいただくのだということで、広報の配布する・しないのことで、活動費が配られているというところがある。

だから、結局活動費自体が、広報の配布のところに配られているということは、公区长がきちっと仕事をしなければならないということへの対価ではなくて、広報をそれだけ配っているから、公区长の活動費としていただくのだという形に現状なっているわけです。その辺のところの矛盾が生じてきているのです。広報を配るところが公区长活動費の算定基準になっているわけです。そのこと自体がおかしいと私は思っております。公区长活動費は公区长活動費分、行政区運営費の中に入っているわけですから、内山委員がおっしゃったような形ででも、活動費は出せるわけだから、そういう方法もあるであろうというふうに思いますし、例えば、広報の配布については、何度も私、申し上げていますが、ごみカレンダーが年に一回、全世界帯に配布されていますよね。調べてみたら、市街地域は一軒2円かかっていないのです。いわゆる農村地域についてはメール便で送っていますから、100円から120円かかっていると思うのですよ。それが年間24万いくらかという形で計上されているわけです。調べてみたら、A4版を超えなければ、たとえば、Chai だとかしゅんだとかありますよね。あれも2円でいっているのですよ。道新で、2円で配布をされているのですよ。広報紙でやったって、市街地は一軒2円で配布することができる。まあ、社協のこととか、議会だよりだとかあるから、いろいろあるのでしょうけれども、印刷するところが違ったりしたら、大変なのだと思うのですけれども、これは本当に、原課でもおそらく試算はされていると思うのですよね。一千万円活動費を出している。おそらく四、五百万円。半分以下でおそらく全戸配布することができる。例えば、浮いた分を行政区運営費の中で分けて、配布をして、そして活動をしていただくというような。その中で、広報の配布は町でやるわけですから、その他の事務について、公区の代表者がやっていただくということで活動費をあていただくという方法も私はあるのではないのかなという、個人的な考えであります。

れども、いろいろなことが考えられるのではないかと感じておりました。広報の配布が活動費の算定基準になっているということがおかしい。そのことは申し上げておきたいと思えます。

○委員長（中橋友子） わかりました。ただいまのご意見でありますけれども、ほかの方はいかがでしょうか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 例えば、民間で出している冊子ありますよね。2円でというすごく安いんですよね。ただ、あればあの中身を見たらわかると思えますけれども、コマース代をいくらかはわかりませんよ。莫大なお金を取っていると思うのですよね。そして、配らないと価値がないから配ってもらうために2円が実費じゃなくて、実際は2円かもしれないけれども、計算上2円なのかもしれないけれども、もっともっと実際は負担しているのだと思うのですよね。トータルで何千万円かで配るのはいくらで、それはちょっとわかりませんが、それが行政の広報紙を配るのと同じで2円で受けてくれるのかどうかもわかりませんが、そんな心配はないのかなと思って聞いていました。

○委員長（中橋友子） 芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 道新に確認したら受けることができるかと私のところでは聞いてきております。それはその責任者との話だから、町とどうするかわからないけれども、道新なら2円以下で受けることができますよという話は聞いてきました。

○委員長（中橋友子） ただいまの意見、あくまでもまとめの時の判断と一つの基準として押さえていただく。広報紙の配布はもちろん、町内会でお配りいただくときにはご承知のとおり議会だよりもそうですし、さまざまなものも防犯だよりも社協だよりも含めて、一緒に配っていただいておりますので、そこは理事者の方できちっとどのくらいお金がかかるのかというもの、必要ですよ。試算をしていただけて考えていただくということで、今、ご提案いただいた大事な中身は、公区一世帯当たり公区長報酬の中に800円というのがある。ここがどうなのだという事なのだと思うのですよね。それで、ちょっとオブラートに包んだような形にもなったかなと思いつつながら、こういう文面にもなりました。ここでのまとめ、報告が現状の公区活動に支障をきたさせるようなことがあってはならないと思うのですよね。しかし、今、法の改正もあって、それに照らして合致したものでなければ、ならないと。結果として全体が公区も町内会もきちっと住み分けができて、コミュニケーションが上手くいくよというところにもっていくということなのだと思います。そういう点では今、3人からご意見をいただきましたけれども、これもきちっと整理をしながら、適切な文章に反映されていくようにならなければならぬと思います。いずれにしても、ずっと皆さんと議論してきて浮かび上がってきたことというのはやはり一つには、町内会と公区の住み分けということが一つ、もう一つはこの広報の配布というものの位置付け、これがどうなのか。

もう一つありますね、三つ目はお金の問題ということで、組織の住み分け、仕事のあり方、広報紙の配布をどうするか。そして、運営費については今、公区運営費と公区長に対する活動費、これをどうするのかと。この三つに整理されるのではないかと役員会では何度も議論を重ねてきたところなのですよ。今、ありました意見も含めながら、さらに皆さんからご意見があったら出していただけて、より良い結果になっていくよう

にしていきたいと思います。

谷口委員。

- 委員（谷口和弥） 公区によってさまざまな実情があるのだという認識には立ってはいませんでした。先ほど、芳滝委員が読み上げた公区は札幌の中堅クラスの規模、やや大きめの規模なのだけれども、きっと集合住宅の多い地域の中ではなかなか加入率が低いのだなとそういうことも想像しましたけれども、そういう現状もあるのだろうということも改めて認識したところであります。

私が申し上げたいのは公区長報酬のことも議論が出ています。この算定基準がどうなのか。その公区長に対する支払の方法がどうなのかということが出されているので、その部分について、意見をさせていただきたいと思います。

もちろん前提は、先ほど言いましたようにいろいろな公区がある中でということの話なのですけれども、私のところの公区でいうと広報その他毎月配布する資料は全部公区長の家に届きます。公区長が各班長の分を仕分けして、さらには独自に公区でのおたよりを毎月作って、それも含めて班長さんにおろして、そして班長さんが配布をするという流れであります。そういうことの中では事務作業の部分を含めて、公区長手当の額については、問題にされたことは公区の中ではないし、そして、こういう手順であれば、いろいろな形があると思いますよ。お隣の公区はまくべつ広報は、係が決まっています。公区からお金を出してやってもらっているということもあるのはわかっております。今、こうやって公区長がやっていることの中では算定の根拠として、広報配布世帯数、それから、それに関わって均等割や戸数割の金額の算定の仕方があるということは、そういう公区にとっては算定する根拠はきちんとあるのだなと私は思っているのです。ですから、その算定基準については、慎重に考えなければならないし、これを全面的に否定するものではないものだというふうに考えています。

公区のコミュニティのことにもちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、班長さんが配る公区活動を支える中にはまくべつ広報が配られる、さまざまな町からのお知らせなどが配られることは大変重要なことで、これが根幹になるのだらうと思います。もし、これが何らかの手法によって例えば、新聞販売店などを通して配られていくようになったときに班長さんということの役割というものがなくなって、どの公区でもそうでしょうが、周り番なのですが、そのことを通じて、公区の一員であるということも深めてもらって何かの行事には積極的参加してもらって、そういうことがあるものですから、この手法については、私は公区コミュニティを大切にすることは大事な方法だと考えているのです。ですから、これを販売店に経費のことやいろいろとあるのだけれども、ちょっとそれでよいのかということについては、本当に金額に大きな開きがあってというようなことではないとならないなと思います。さらには公区に入っていない人に対して、先ほどの公区の関係だと言わば断絶のような、入っていないのだから関係ないのですというような、あれなのだけれども、やはりまた公区に戻ってもらうということの努力を公区、役員の中ではしています。それにはやはり、広報がきちんと届くことや自分たちのところの公区だよりというものが大事になっていたりする。ですから、そういったことを織り込む上では、それなりの労力や配布の手立てについては、大事なもののなのだと思うものですから、現状のあり方については、悪くない方法だと考えていますし、長く

なってますいませんが、地域のコミュニティの醸成として、班長さんが配るという手法については、私は大事ではないかと私は考えています。そのようなところです。

○委員長（中橋友子） 野原委員。

○委員（野原恵子） この報告書を読みまして、私は2番のところのやはり、行政区と住民自治組織、町内会の役割の違い、これを町民全体に周知して、ここは非常に大事だと思っております。今、公区費として納めているのは、本来私は町内会費だと思っております。行政区っていうふうになりますと公区に入る運営費とかそういうものは公区の運営になると広報紙は全公区の方に配るのは当然ではないかなと私は思っております。

町内会費になりますと町内会費を納めている方たちが、町内の行事や何かのときにお知らせをするとかそういう区別にしていくことなのかなと思っております。ですから、2番目に書いてあるコミュニティ活動の推進に努める、このところをもっともっと公区なり町内会が二枚看板になっていると思うのですけれども、ここで議論していくということが非常に大事ではないかと思っております、この住み分けがはっきりしていないところに町民の皆さんのいろいろな意見を集約していく場合、基本はここなのだということをしっかり役員会なりそういうところで議論して、そこに住んでいる方々に周知していく。ここが大事ではないかと思うのですよね。そこがはっきりしていないと広報紙をどうやって配るとか町内会の行事をどうするかだとか、公区の行事をどうするか、そういう住み分けがはっきりしないのではないかなと感じております。ですから、これを契機に各公区、町内会で議論していく。ここが大事だ。それと同時に行政もきちっと行政区と町内会をどのように皆さんに周知していくのか、町として押さえているのか、その姿勢もはっきりしてきちっと議論していく。このことが大事ではないかなと思っております。以上です。

○委員長（中橋友子） わかりました。ほかの方はいかがでしょうか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 谷口委員のおっしゃることはその通りだと思います。班長さんがコミュニティの役割を果たすのだということについては、議論は当初からあったことです。でも、そうしてきちっと機能しているところは良いですけれども、機能していないところがある。また、役員が高齢化して広報を配るのが大変なのだという、そういう公区もあるということも現状、公区長さんから話を聞かせていただいているところもあります。それから、その辺のところの加味した形の方向性を行政の方で出していただければよいのではないかなと、そうして、報告書ですから具体的なことを書くわけにはいけないわけですから、この大枠で良いのだと思うのですけれども、そういう議論もされていたということもお伝えいただければと思います。

○委員長（中橋友子） なかなか難しいですね。ほかはいかがでしょうか。

ちょっと言葉を挟んでしまいますけれども、検討委員会の役員会で随分議論してきた経過があります。その中に皆さんがご発言されたようなことがあったのですけれども、そもそもこの問題、どこから発症しているのかという議論をさせていただいて、やはり今野原委員からありました行政区と町内会の住み分けの問題、そして、広報紙が届く、届かないの問題。ここは一番最初に芳滝委員が言われたように規則に基づいて、仕事をされてきた。これは事実なのです。ただ、過去は全世帯に広報紙が無条件で配られてい

たと。ところが、途中から団地の形成の中で二世帯住宅が増えてきたと、おうちは一つなのだけれども、世帯が分かれている。町からは世帯分が届くので、おうちの一つでも二冊の広報紙が届くということもあって、公区の方から行政側にそれは二冊配らなくても良いのではないのではないかと。世帯の方からも一冊で良いという声が挙がっている。つまりそこから世帯数に対して広報紙の配布数が違ってくるという現状がここからでてきたのですよね。それはそれで、そこでとどまっていれば、今日のような大きな問題にはならなかったのしょうけれども、そこに今度は公区の加入、未加入の問題が出てきて、未加入者には配らないということでどんどん差が出て来て、結果としては 800 を超えてしまったと。つまり、ここが本来であれば、行政の末端機関であれば、配らないということは本来認められないことだというふうに役員会の方では議論したのですが、しかし、現実には認められてきてしまった。そのことが今日の一つの大きな問題となって表れている。何とかそこをわかっていただく文書を入れて、改善に向けてもらいたいということがありました。役員会の中の意見でありましたけれども、そんなことも整理されながら、きょう皆さんからいただいた意見も大変貴重な中身でありますから、再度議論させていただくことと、繰り返しになりますが素案です。皆さんの方からもさらに出していただくことをしていただければと思います。

ほかにご意見ありましたら、ぜひ出していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 議会でこうして委員会を立ち上げて議論をさせていただいて、始まりは住みやすいまちづくりを考える会からの提案があって、始まっております。議会は議会の議論として、まとめる中で最終的な報告書については、会員の皆さん方とも話し合う機会を持たれて進めていただければということをお願いしておきたいと思っております。

○委員長（中橋友子） わかりました。今、お話いただきましたとおり令和元年 11 月の末に住みよいまちづくりを考える会の皆さんから行政区設置条例に関する陳情をいただいたところから始まったという経過もしっかり押さえさせていただいております。この間、役員と会の皆さんとの意見交換会というのはさせていただいてきました。さらにご意見ありましたように、必要なことがあれば意見の交換も行いながら、その辺はぜひこちらの方で検討をさせていただきながら、より良いものにしていきたいと思っております。

ほかの皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

小川委員。

○委員（小川純文） 今の件でありますけれども、この検討委員会ができたのは、本当に住みよいまちづくりを考える会からの陳情がきっかけということでございますけれども、この陳情がいろいろな議論、きょうで 8 回重ねてきたわけでありまして、きょうも素案ということで中間整理ということで大きく 5 ポイントということで集約されてきたことに対しましては、非常に感謝する次第でありますし、ただ、この先、特定の、このきっかけになった団体さんではありますけれども、そこだけということにもなかなかそれもバランス的なもの、いろいろなものもあろうかと思っておりますので、そこはよく検討しながら、だめ、良いということではなくて、よく検討しながら進めていただければ非常にありがたいと思っております。以上です。

○委員長（中橋友子） 十分、今のご意見も検討をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（よいの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは、本日の1番目の課題につきましての議論はここで終わらせていただきたいと思います。

次に2番目のその他ですが、皆さんの方から何かご意見ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（中橋友子） それでは今日の議題につきましては、以上を持ちまして、終了をさせていただきたいと思います。

（閉会 11：27）